

平成30年度 第13回豊能町教育委員会会議（3月臨時会）会議録

日 時： 平成31年3月5日（火） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場2階 大会議室

出席者： 教育長 新谷 芳宏  
教育委員 宮崎 純光（教育長職務代理）  
教育委員 太田 佳子  
教育委員 川村 新  
教育委員 岸本 恵子  
教育委員 坂口 敏子  
事務局： 教育次長 南 正好  
教育総務課課長 入江 太志  
教育支援課課長 内野 慎也  
教育支援課主幹兼子ども支援室長 川西 弥生  
生涯学習課課長 中谷 匠  
教育総務課主査 高田 浩史

傍聴者： 0名

会議次第

○審議事項

第13号議案 教育長の辞職の同意について

開会 午後2時00分開会

（議 長）

それでは、会議をはじめます。

ただいまの出席委員は6名です。過半数に達していますので、ただいまから平成30年度第13回豊能町教育委員会会議（3月臨時会）を開会いたします。

会議録署名人を教育長職務代理の宮崎委員にお願いいたします。

第13号議案 教育長の辞職の同意について、説明をお願いいたします。

（事務局）

第13号議案について説明いたします。

平成31年3月4日に、新谷教育長から平成31年3月5日付での退職願が提出されています。

教育長の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があるため、ご審議をお願いするものです。なお、地方公共団体の長、町長からは昨日、同意があったと教育長より伺っ

たところでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6号では、教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる、と規定されておりますので申し添えます。よろしくお願いいたします。

(議長)

まず、本日、私ごとの事案により臨時の教育委員会会議を開会いただきまして誠にありがとうございます。私の任期は平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございますが、この度一身上の都合によりまして3月5日付で辞職いたしたく、昨日町長に辞職願を出し、本日この件につきまして、よろしくご審議いただきたいと思います。

また、先程、南教育次長から説明がありましたとおり、私は本日の審議が終了するまで退席いたします。その間、教育長職務代理者に議事進行をお願いしたいと思います。何卒よろしくお願いいたします。

では、退席させていただきます。

= 教育長 退席 =

(教育長職務代理者)

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、第13号議案は人事案件であるため、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

= 全員異議なし =

(教育長職務代理者)

全員異議なしと認めますので、第13号審議は、秘密会とします。

-----【非公開部分開始】-----

非公開部分

-----【非公開部分終了】-----

(議長)

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

平成30年度第13回豊能町教育委員会会議（3月臨時会）を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。

閉会 午後2時10分